

令和3年 第14回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和3年7月29日（木） 開始時刻 午前9時00分
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長、大森委員、伊藤三千代委員、檜山委員
- 4 説明員 青木教育次長、鈴木学校教育担当次長、坂井教育企画課長、
口川学校教育課長、金子教育センター所長
- 5 書記 古内課長補佐、高久係長、金田係長、飯田係長、橋本指導主事、
石川指導主事、森田指導主事、五月女指導主事、飯島指導主事、
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題
(1) 審議事項
審議第31号 令和4年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について

8 議事の内容

教育長

ただいまから、令和3年第14回宇都宮市教育委員会を開会する。
本日の会議録署名委員は、伊藤三千代委員、大森委員とする。
伊藤一委員は欠席である。

教育長

教科用図書採択に係る審議については、平成28年度より公開としているため
了解いただきたい。

教育長

それでは、議案第31号「令和4年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について」の審議に入る。

まず、「令和4年度使用教科用図書の採択事務について」説明願う。

【説明要旨】

学校教育課長

- 今年度、中学校社会科歴史的分野について新たに発行される教科用図書があつたことから、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則」第6条3項に基づき、改めて、採択をするか否かを判断することとなり、採択の採決をしていただくこととなる。
- 6月29日に調査員会を開催し、調査員11名が、中学校社会科歴史的分野の教科用図書及び小中学校特別支援学級用の附則第9条図書について調査研究し、調査研究資料を作成した。
- 7月15日に採択協議会を開催し、調査研究結果を踏まえ、教科用図書を閲覧した上で、協議及び選定を行った。
- 採択協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに上三川町と同一の教科用図書を採択することとなる。
- 教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」において、政令で定める期間である4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされていることから、中学校及び小学校の教科用図書も採択の採決をしていただくこととなる。

教育長

ご質問などはあるか。（特になし）

教育長

次に、「令和4年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について」説明願う。

教育センター所長

【説明要旨】

- 令和4年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について説明。
- 特別支援学級で使用することのできる教科用図書の種類について説明。
 - ① 「検定本」…文部科学大臣の検定を受けた教科用図書
 - ② 「著作本」…文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書
 - ③ 「附則第9条図書」…学校教育法附則第9条に定められた教科用図書
- 特別支援学級で使用することのできる教科用図書を選ぶ際の順序性について説明。

- ① 当該学年の「検定本」
- ② 当該学年よりも下の学年の「検定本」
- ③ 「著作本」
- ④ 「附則第9条図書」
- 令和4年度使用河内採択地区小中学校特別支援学級用教科用図書の審議・採択の流れについて説明。
- 表の1にある当該学年の「検定本」については、令和4年度使用小・中学校教科用図書の採択において審議・採択されたものが使用できることになるので、改めて採択はしない。
- 表の3にある小学校用の「附則第9条図書」については、新たな図書2点及び採択済みの図書のうち採択から4年が経過する図書1点について調査研究を行った。小学校特別支援学級用教科用図書の採択において審議・採択していただく。また、中学校用の附則第9条図書については、新たな図書2点について調査研究を行った。中学校特別支援学級用教科用図書の採択で審議・採択をしていただく。
- 表の1にある、下学年の検定本及び2の著作本、昨年度採択された小学校用の附則第9条図書についても、審議・採択をしていただく。
- 附則第9条図書については、文部科学省から、「可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切でない」との指導がある。
- 適切な図書がない場合は、採択されないことがある。

教育長

ご質問などはあるか。(特になし)

教育長

引き続き審議に入る。

教育長

まず、中学校社会科歴史的分野1種目について審議する。最初に採択協議会の協議の内容を説明する。続いて、事前に十分時間をとって教科書を閲覧していたいっているところではあるが、改めて閲覧し、質疑応答の時間を取り、採択する。

続いて、中学校及び小学校の教科用図書の採択について、審議を行う。

その後、小学校特別支援学級、中学校特別支援学級の学校教育法附則第9条図書の採択について、審議を行う。

最後に、小学校及び中学校特別支援学級の検定本、著作本及び昨年度採択された附則第9条図書の採択について、審議を行う。

なお、説明は、学校教育課長と教育センター所長が行い、それぞれの質問には担当の指導主事がお答えするので、了解いただきたい。

教育長

はじめに、中学校社会科歴史的分野の教科用図書の審議を行う。
では、社会歴史について説明願う。

学校教育課長

【説明要旨】

- 調査員会の調査結果と採択協議会での協議内容について資料に沿って説明。
- 採択協議会では、協議の結果「東京書籍」を選定した。理由は次のとおり。
 - ・ 本書は、1単位時間の学習課題と振り返り活動が設定されるとともに、各章の初めに導入の活動や探究課題と探究のステップが明示され、主体的に学習できるよう工夫されている。
 - ・ また、「歴史にアクセス」や「もっと歴史」において関連記事や読み物資料を豊富に記載し、補充・発展学習ができるよう工夫されているとともに、章末の「まとめの活動」では、様々な思考ツールを用いて、思考力・判断力・表現力を高める活動を取り入れている。
 - ・ さらに、「もっと歴史」において、地理や公民的分野との関連とともに、他教科の教科書の单元名が明記されており、持続可能な社会の実現に向けて、横断的な学習に取り組むことができるよう工夫されている。

教育長

それでは、教科用図書の閲覧をお願いする。なお、ご質問があればその都度お願いする。

【教科用図書閲覧（約4分間）】

教育長

ただいま教科用図書を閲覧いただいたが、ご質問・ご意見があるか。

伊藤（三）委員

東京書籍の教科用図書は、歴史を構造的に理解しやすい。子供たちが学びを深めていく、主体的に取り組むという観点からも、現在使用している東京書籍の教科用図書がよいと考える。

大森委員

東京書籍の教科用図書は、他の教科との関連を大事にしているところがよいと考える。

伊藤（三）委員

教科横断的な学びにもつながる。

教育長

それでは、ご異議がないようあるため、お諮りする。

採択協議会の結果のとおり社会科歴史的分野は「東京書籍」を採択してよろしいか。（全員了承）

全員賛成であるため、決定する。

教育長

「中学校社会科歴史的分野の教科用図書の採択」については、以上で終了する。

教育長

次に、令和4年度使用中学校教科用図書の採択を行う。事務局より説明願う。

学校教育課長

【説明要旨】

- 令和4年度使用中学校教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、令和2年度に採択された別紙4の教科用図書を、令和3年度から4年間、採択することになっているが、採択地区の変更や関係者の不正、新たな学校の設置などに鑑みて、毎年度、採択を行うことになっている。
- 先ほど採択された社会科歴史的分野以外の教科用図書については、別紙4に示されているとおりである。引き続き採択してよろしいか、お諮りしたい。

教育長

ご質疑等あるか。(特になし)

それでは、ご異議がないようであるため、令和4年度使用中学校教科用図書の採択を決定する。

教育長

次に、令和4年度使用小学校教科用図書の採択を行う。事務局より説明願う。

学校教育課長

【説明要旨】

- 令和4年度使用小学校教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、令和元年度に採択された別紙5の教科用図書を、令和2年度から4年間、採択することになっているが、採択地区の変更や関係者の不正、新たな学校の設置などに鑑みて、毎年度、採択を行うことになっている。
- については、別紙5に示されている小学校教科用図書について、引き続き採択してよろしいか、お諮りしたい。

教育長

ご質疑等あるか。(特になし)

それでは、ご異議がないようであるため、令和4年度使用小学校教科用図書の採択を決定する。

教育長

次に、小学校特別支援学級の教科用図書の審議を行う。

「小学校特別支援学級 学校教育法附則第9条図書について」説明願う。

教育センター所長

【説明要旨】

- 小学校特別支援学級の学習状況、附則第9条図書の使用状況について説明。
- 調査員会の調査結果と採択協議会での協議内容について資料に沿って説明。
- 採択協議会では、協議の結果、理科「こどものずかん Mio 1 2」及び図画工作「5回おったらできあがり！！はじめてのおりがみ」について選定しない、また、道徳「絵でわかる こどものせいかつずかん4 おつきあいのほん」について選定することとした。理由は次のとおり。
 - ・理科「こどものずかん Mio 1 2」

児童が学んだことを活用し、実生活に結びつけることが難しく、季節や自然に関する内容に限定されているため、理科の目標を達成するには、内容が不十分である。

・図画工作「5回おったらできあがり！！はじめてのおりがみ」

折り紙の折り方は紹介されているが、創造的な発想や構想をする発展的な学習活動にはつながりにくく、学習指導要領に示されている鑑賞や立体に表す内容が不十分である。

・道徳「絵でわかる こどものせいいかづかん4 おつきあいのほん」

学習指導要領に示されている内容がほぼ記載されているとともに、文字がなくても分かりやすいイラストが多く用いられていて、興味・関心や児童の能力差に応じた指導をすることができる。

教育長

それでは教科用図書の閲覧をお願いする。

【教科用図書閲覧（約2分間）】

教育長

ただいま教科用図書を閲覧いただいたが、ご質問・ご意見があるか。

大森委員

「こどものずかん Mio 1 2」「5回おったらできあがり！！はじめてのおりがみ」は、参考書としてはよいが、教科書としては難しいということが理解できた。

教育長

それでは、ご異議がないようであるため、お諮りする。

採択協議会の結果のとおり、道徳「絵でわかる こどものせいいかづかん4 おつきあいのほん」の1点を採択することとしてよろしいか。（全員了承）
全員賛成であるため、決定する。

教育長

次に、中学校特別支援学級の教科用図書を行う。

「中学校特別支援学級 学校教育法附則第9条図書について」説明願う。

【説明要旨】

教育センター所長

- 中学校特別支援学級の学習状況、附則第9条図書の使用状況について説明。
- 調査員会の調査結果と採択協議会での協議内容について資料に沿って説明。
- 採択協議会では、協議の結果、保健体育「こどもの衛生学」及び技術「こども植物研究所」について選定しないこととした。理由は次のとおり。

・保健体育「こどもの衛生学」

身近なテーマが取り上げられているが、内容がやや専門的であり、衛生学に関する内容に限定されているため、保健体育の目標を達成するには、不十分である。

・技術「こども植物研究所」

身近な植物や野菜などに関する内容に限定されており、「材料と加工の技術」や、「情報の技術」などの内容が取り上げられていないため、技術の目

標を達成するには、不十分である。

教育長

それでは教科用図書の閲覧をお願いする。

【教科用図書閲覧（約2分間）】

教育長

ただいま教科用図書を閲覧していただいたが、ご質問・ご意見があるか。

檜山委員

どちらの図書も、教科の内容が全てカバーしきれていないことが、図書を閲覧することにより、よく理解できた。

教育長

それでは、ご異議がないようであるため、お諮りする。

採択協議会の結果のとおり、採択なしとしてよろしいか。（全員了承）
全員賛成であるため、決定する。

教育長

次に、「特別支援学級用教科用図書（検定本、著作本及び昨年度採択された附則第9条図書）の採択について」説明願う。

【説明要旨】

教育センター所長

○ 別紙7及び別紙8に示されている図書は、本市において、当該学年の検定本に加えて、特別支援学級用教科用図書として使用可能となっている図書である。

教育長

それでは、教科用図書の閲覧をお願いする。

【教科用図書閲覧（約2分間）】

教育長

ただいま教科用図書を閲覧していただいたが、ご質問・ご意見があるか。

教育長

それでは、ご異議がないようであるため、お諮りする。

別紙7及び別紙8に示されている教科用図書を採択してよろしいか。（全員了承）

それでは決定する。

教育長

以上で議案第31号「令和4年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について」の議事は終了となるが、委員の皆さまから何かご意見などあるか。

（特になし）

教育長

ないようであるため、事務局から連絡事項をお願いする。

事務局

本日開催されている上三川町教育委員会において、本市と同一の教科用図書を

採択したことをもって、本採択地区の正式な採択となることをご了承いただきたい。結果については、後程、委員の皆様に事務局からご報告する。

教育長 事務局から事務連絡をお願いする。

事務局（教企）

連絡事項説明

○今後の会議等の日程について

- ・ 8月10日（火） 午前9時00分～ 教育施設視察
(カンセキスタジアムとちぎ)
- ・ 8月23日（月） 午後1時00分～ 定例会

教育長 以上で、本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 午前9時47分

署名委員 _____

署名委員 _____